

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 に 関 す る 届 出 の 手 引 き

平成 21 年 7 月

栃木県産業労働観光部経営支援課

目 次

I 大規模小売店舗立地法の概要

1	はじめに	-----	1
2	目的	-----	1
3	立地法の対象となる店舗	-----	1
4	設置者が配慮すべき事項	-----	2
5	届出の概要	-----	3
6	届出が不要な変更	-----	5
7	軽微な変更	-----	7
8	用語の解説	-----	8
(参考)	大店法と立地法の制度比較	-----	13
(参考)	立地法の手続きフロー	-----	14

II 届出等の手続きにあたっての留意事項

1	事前相談・事前協議・計画書等	-----	15
2	届出書等	-----	19
3	説明会	-----	20
4	県意見等	-----	23
☆	届出書作成上の留意事項	-----	24
☆	添付書類作成上の留意事項	-----	26
(参考)	添付書類について	-----	31
(参考)	騒音の予測における地域の類型及び区域の区分について	-----	34

この手引きは、大規模小売店舗設置者が届出を行うにあたり、必要な手続を分かりやすく解説したものです。所要の手続きが円滑に進められるよう記載内容に十分留意して届出を行ってください。

I 大規模小売店舗立地法の概要

1 はじめに

平成7年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画について」の中で、流通を取り巻く環境の変化等を踏まえ、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「大店法」という。)の制度について見直しが行われることになりました。これを受け、平成9年12月には、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議の中間答申において、「大型店の出店に際しては、交通・環境問題への対応、計画的な地域づくりとの整合性の確保等の観点から地域社会との融和を図ることが必要である。」との認識が示され、大規模小売店舗に関する政策転換が提言されました。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「立地法」という。)は、この政策目標を達成するための重要な一翼を担うものとして制定されたものです。

※ 立地法のほか、重要なものとして、立地法施行令(平成10年政令第327号。以下「政令」という。)、立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。)があります。このほか、円滑な事務処理を図る観点から本県では、栃木県大規模小売店舗立地法事務処理要綱(最終改正平成19年11月27日。以下「要綱」という。)を作成しています。

2 目的【法1】

立地法は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であること、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性があることに着目して制定され、大規模小売店舗を設置する者(以下「設置者」という。)によって、店舗の周辺の地域の生活環境の保持を図りつつ、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することで、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、平成12年6月1日から施行されました。

○「生活環境の保持」(「大規模小売店舗立地法についての解説等」から)

立地法でいう「生活環境の保持」とは、具体的には、大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、当該大規模小売店舗の周辺の地域において通常存することが期待される環境が保持されることを意味する。

「周辺の地域において通常存することが期待される環境」とは、「当該地域の住民が感覚的に不快と感じない状態」に加え、「当該地域の住民が享受することを期待し得る利便性」をも含む概念である。すなわち、大規模小売店舗の立地に際して特徴的に生じる問題の中には騒音のように感覚的に不快と感じる事象もあれば、交通渋滞のように利便性の低下と捉えられる事象もある。この法律は、この両者を「生活環境」と捉えて、「生活環境」を保持しつつ大規模小売店舗の立地が行われることを実現しようとするものである。

3 立地法の対象となる店舗【法2②、法3①、政令1、政令2】

(1) 大規模小売店舗

立地法の対象となる「大規模小売店舗」とは、「一の建物」であって、その建物内の「店舗面積」の合計が「基準面積」(1,000m²)を超える店舗のことです。

(2) 店舗面積【法2①】

「店舗面積」は小売業を行う(生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行う場合を含む。)ために使用される部分の床面積であり、物品加工修理業の面積を含みますが、飲食業やゲームセンターなどの小売業以外の事業を行う部分や階段等の施設部分の面積は含みません。

※ 「店舗面積」の範囲については、9～11ページを参照

4 設置者が配慮すべき事項

大規模小売店舗の立地に関して、周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、設置者が配慮すべき事項は「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成19年2月1日経済産業省告示第16号。以下「指針」という。)に定められています。【法4①】

この指針では、「設置者が配慮すべき基本的な事項」と「大規模小売店舗及びこれに附属する駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設などの施設(以下「大規模小売店舗に附属する施設」という。)の配置及びその運営方法に関する配慮すべき事項」が定められています。【法4②】

設置者が、大規模小売店舗の新設や大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法の変更等を行う場合は、この指針を踏まえて適切な対応を行うことが求められています。

また、指針は、法を運用する県はもとより地域の住民等にとっても判断のよりどころになるものです。【指針序文】

○ 設置者が配慮すべき事項

1 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

- ① 立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測
- ② 調査・予測の結果対応を行うこととした事項についての、地域住民への適切な説明
- ③ 都道府県からの意見に対する誠意ある対応
- ④ 小売業者の履行確保、責任体制の明確化
- ⑤ 大規模小売店舗の開店後における適切な対応

2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する配慮すべき事項

① 駐車需要の充足等交通に係る事項

- ・ 駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造等
- ・ 駐輪場の確保等
- ・ 自動二輪車の駐車場の確保
- ・ 荷さばき施設の整備等
- ・ 経路の設定等

② 歩行者の通行の利便の確保等

- ③ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- ④ 防災・防犯対策への協力
- ⑤ 騒音の発生に関する事項
- ⑥ 廃棄物に係る事項等(保管施設の必要容量の確保等)
- ⑦ 街並みづくり等への配慮等

5 届出の概要

(1) 届出者

届出者とは大規模小売店舗の設置者のことです。設置者とは、建物の所有者をいい、建物の賃借権のみを有するものは含まれません。

なお、設置者が複数いる場合は、連名で届け出ることになります。

(2) 届出の種類

立地法による届出には、次のものがありますが、現在営業中の店舗の変更の場合、立地法下で営業を開始した店舗と大店法下で営業を開始した店舗では、後者の立地法下への移行を進める目的から、同じ変更内容であっても、取扱いが異なる点があります。

不明な点があれば、早めにお問い合わせください。

別表1

届出事由	根拠法令	届出時期	届出様式
新たに大規模小売店舗を設置しようとする場合	法第5条第1項	開店（予定）日の8月前まで	施行規則様式第1
法第5条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更があった場合	法第6条第1項	変更後遅滞なく	施行規則様式第2
法第5条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更がある場合（法第6条第2項ただし書きに該当する場合を除く。）	法第6条第2項	原則として変更する予定日の8月前まで	施行規則様式第3
大規模小売店舗を廃止する場合	法第6条第5項	あらかじめ	施行規則様式第4
法第8条第4項に基づく県の意見を踏まえて届出事項を変更する又は変更しない場合	法第8条第7項	すみやかに	1 変更する場合 施行規則様式第5 2 変更しない場合 要綱別記様式15
法第9条第1項に基づく県の勧告を踏まえて届出事項を変更する場合	法第9条第4項	すみやかに	施行規則様式第6
建物設置者を変更する場合	法第11条第3項	変更後遅滞なく	施行規則様式第7
県からの依頼に基づき報告をする場合	法第14条第1項及び第2項	すみやかに	要綱別記様式19
法施行時、既に大規模小売店舗であった店舗及び経過措置期間中に旧法の届出を経て大規模小売店舗となった店舗が、法第5条第1項第4号から第6号までの事項を変更しようとする場合	法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む）	原則として変更する予定日の8月前まで	施行規則様式第8

(3) 届出事項等

ア 法第5条第1項（新設）

新たに大規模小売店舗を設置しようとする場合の届出事項は次のとおりです。
なお、届出の日から8月を経過した後でなければ、原則として店舗の新設はできませんので注意が必要です。

法第五条第一項

- 第一号 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 第二号 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 第三号 大規模小売店舗の新設をする日
- 第四号 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 第五号 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
- 第六号 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

省令第三条第一項（施設の配置に関する事項）

法第五条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 駐車場の位置及び収容台数
- 二 駐輪場位置及び収容台数
- 三 荷さばき施設の位置及び面積
- 四 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

省令第三条第二項（施設の運営方法に関する事項）

法第五条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 三 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

イ 法第6条第1項（形式的変更）

第5条第1項の規定による届出を行った者が、同項第1号又は第2号の規定による変更を行った場合に変更届出を行います。

ウ 法第6条第2項（実質的変更）

第5条第1項の規定による届出を行った者が、同項第3号から第6号の規定による変更を行おうとする場合に変更届出を行います。

なお、同項第3号から第5号の規定による変更については、いわゆる、8月制限がかかりますので注意が必要です。

エ 法附則第5条第1項（旧法店舗の変更）

旧法に基づく届出を行っていた小売業者が入居している大規模小売店舗を設置する者についての経過措置に関する規定で、第5条第1項第4号から第6号の規定による変更を行おうとする場合に変更届出を行います（同項第1号第2号の変更は対象外。第6条第1項の規定による届出は不要）

なお、第5条第1項第4号及び第5号の規定による変更については、8月制限がかかりますので注意が必要です。

6 届出が不要な変更【法6②ただし書】

過去に立地法による届出が行われたことのある大規模小売店舗に限り、省令第7条の規定による一時的な変更又は次に掲げるものについては届出は不要です。

ただし、立地法施行前から営業されている店舗で、初めて立地法の届出（法附則第5条第1項）を行う場合は該当しません。御注意願います。

○ 届出が不要な事項（省令第7条・「大規模小売店舗立地法についての解説等」から）

1 一時的な変更

通常予測することが困難な状況変化に対応するため、或いは特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいう。

2 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの

届出後に新設日を繰り下げることは生活環境に与える影響を拡大するものではないため届出不要

3 都道府県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨を通知した場合における当該大規模小売店舗の新設をする日の繰上を行うもの

法第5条第4項、第6条第4項（附則第5条第4項）に規定するいわゆる8か月制限については、都道府県が「意見なし」とした時点で解除されるため、改めて新設日の繰上げについての変更届出（法第6条第2項）を行う必要がないことを規定したもの

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの

指針にも定めているように、大規模小売店舗が周辺の生活環境に与える影響については、基本的に店舗面積の増加に伴って増大するものと想定されるため、面積を減少する場合については届出不要

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの

イ 法第5条第1項の規定による届出をしている場合であって、法第6条第2項の規定による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計

ロ 法第6条第2項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計

生活環境に影響を与える度合いが変更前と比べほとんど変わらないと考えられる程度の店舗面積の増加について届出不要としたもので、具体的には、直近に行われた届出面積の合計（基礎面積）から、全体の一割分あるいは千平方メートル（政令で定めた基準面積）のどちらか小さい面積を加えるものについては届出不要

6 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの

駐車場又は駐輪場の収容台数を指針に定められている以上に整備するなど直近に(新設時には5条1項により)届け出た台数以上に駐車スペースを用意することについては、交通対策への配慮を更に図るものとして届出不要

7 荷さばき施設の面積を増加させるもの

荷さばき施設の面積を増加することは、一度に搬出入車両が駐車可能なスペースや荷さばき作業を行うスペースの増大につながり、施設の能力を向上させるための対応であることから届出不要

8 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの

保管施設を指針に定められている以上に整備するなど直近に届け出た容量以上の対応を図ることは、廃棄物対策を更に充実することであるため届出不要

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

営業時間の短縮は、小売業の事業活動に起因する騒音等が周辺の生活環境に影響を与える時間が短くなることであるため、届出不要

7 軽微な変更【法6④ただし書、法7①括弧書、省令8、要綱8】

軽微な変更とは、大規模小売店舗に附属する施設の位置の変更等、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が、変更前と比して変化しないと考えられる変更のことであり、下記のような変更が該当します。

変更内容が軽微な変更に該当すると思われる場合は、あらかじめ県に協議の上、計画書を提出する際に、県経営支援課及び店舗設置先市町村に「軽微変更協議書」（要綱様式）1部をそれぞれ提出してください。県がこれに該当すると認めたときは、その旨設置者に通知を行います（軽微な変更と認められた届出事項については、8月制限は課されません。説明会の開催も不要です）。

なお、公告・縦覧及び住民等の意見聴取については、そのほかの取扱い同様行うこととなります。

○ 軽微な変更（省令第8条・「大規模小売店舗立地法についての解説等」から）

店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

◇大規模小売店舗の施設の位置については、周辺の状況変化によって当該施設が通行や業務の円滑化を阻害するような場合等、速やかに変更することが求められることがあり得る。例えば、適切な出入口を確保した上で駐車場の位置変更や悪臭対策を従前と変わらず施した上で廃棄物保管施設の位置変更等周辺の生活環境に与える影響が変わらないような変更については、届出後八月を待たず実行したとしても問題が生じないものと考えられる。したがって本条では、軽微な変更として、都道府県が明らかに周辺の生活環境に与える影響に変化がないと認める「施設の位置の変更」について軽微な変更として規定している。

○ なお、この法律の施行時における既存の大規模小売店舗(既存店)が、法附則第五条第一項の規定による届出に係る変更をする場合、経済産業省令で定める軽微な変更に関する事項は、以下のとおり読み替えられこととなる。

一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

◇これは、既存店が法附則第五条第一項の規定による届出に係る変更(最初の変更)のうち一時的な変更や店舗面積の減少をしようとする場合については、急な外部環境の変化により変更を迫られる場合がほとんどであり、このような場合、八月前に当該変更を予見し、届出を行うことは困難であることから、生活環境への負荷を増加させないと都道府県が判断するものに限って、八月を待たずに変更することを認めることとしたものである。

◇「一時的な変更」とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいう。例えば、事故や災害時における施設の位置や開閉店時刻の変更、特別な地域行事が行われる時期における開閉店時刻の変更、店舗付近の道路工事に伴う駐車場の出入口の位置の変更等が挙げられる。

8 用語の解説（「大規模小売店舗立地法についての解説等」から抜粋）

a. 法第2条第1項関係

□ 「店舗面積」

この法律は、小売店舗が大規模である場合、来客数や物流量が格段に大きくなることに着目したものである。したがって、本法の適用対象となるには、小売業が行われる建物であることと、それが一定以上の面積を有することが必要となる。本項は、かかる観点から、本法の適用を受ける小売店舗の基準となる「店舗面積」の定義を明確にしたものである。

□ 「小売業」

「小売業」は、標準産業分類上「飲食店業」を含まないが、この法律の施行により廃止された大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「大店法」という。)と同様に、確認的にその趣旨を明らかにした。また、物品加工修理業は、洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等を意味するものであるが、小売業と密接、不可分の関係にあるため、大店法と同様に対象に含めたものである。

□ 「小売業を行う」

「小売業を行う」とは、物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。小売業を営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないので、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象としたものである。

- (1) 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととはならないが、初めての販売行為であっても、継続反復の意思があればこれに該当する。
- (2) カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うものと解される。
- (3) 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることとはならない。
- (4) 会員制販売であっても、最終消費者への販売行為と認められる場合には、小売業を行うものと解される。

□ 「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物(土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。)であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいう。

なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなる。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはならない。

□ 「床面積とは」

床面積とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう(建築基準法施行令第二条第一項第三号)。

□ 「店舗面積」の範囲については、次のように統一的に解釈するものとする。

一 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定 義	備 考
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分(壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。)は、売場とみなす。	
(2) ショーウィンド	ショーウィンドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは、店舗面積に含まない。	
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受(引渡を含む。)の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受(加工又は修理のための物品の引渡を含む。)の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

二 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義	備 考
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻(踏み面の先端)の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(2) エスカレーター	エスカレーター装置(附属部分を含む。)部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。	
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(4) 売場間通路 及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であつて、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7) 公衆電話室	公衆電話室であつて、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	

(8) 便所	便所の出入口の線(専用の通路がある場合は、その出入口の線)で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(10)事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11)食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12)塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	注(2)参照
(13)屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
(14)はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。	

注(1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

注(2) 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1／8を超えている場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第二条第一項第二号の規定による「建築物(地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の中心線(軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線)で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

b. 法第2条第2項関係

この法律では、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が、次条の基準面積を超えるものを「大規模小売店舗」という。

□ 「一の建物として政令で定めるもの」

「一の建物」には、政令で定める次のような建物も含まれる。

「大規模小売店舗立地法施行令で定める事項」

(一の建物)

政令第一条

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物(当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分)
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物(前二号に掲げるものを含む。)とその附属建物をあわせたもの

第一号は、屋根、柱又は壁を共有する建物を共通にする建物を一の建物とするものである。他方、例えば駅の両端にそれぞれショッピングセンターがあるような場合には、駅建物を通じて、両端のショッピングセンターは屋根、柱又は壁を共通にする一の建物になっているが、実質的にみて、二つのショッピングセンターが各々別々の機能を果たしているときには、両者を一体として考える必要性がないため、各々が一の建物となる。

なお、道路その他の施設が「公共の用に供される」ものであるか否かは、次の条件を満たす場合その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断することとする。

この場合、実態的に判断することが原則であるが、国、地方公共団体、公共企業体等との間で、契約等による裏付けがあれば、この点がより明確になると思われる。

① 買物客以外の通行人が相当数を占め

② 周辺の商店の営業時間以外(開店時刻以前又は閉店時刻以降)も通行可能であるもの

第二号は、別々の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている場合には、一の建物とするものである。これは、百貨店等でよく見受けられるように、実質的に、二つの建物が全体としてワン・ストップ・ショッピングの場を形成しているためである。

専用通路によって接続され機能的に一体となっているものについては、専用通路か否かは、管理権の所在、利用者の内訳、建設目的等を総合的に判断して決することとする。

地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のように解する。

① 地上の建物とその地下部分は一の建物として扱う。

② 上記①の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物とするが、建物の構造、営業主体、営業方法等からみて機能的に同一と認められるものは、一の建物として扱う。

第三号は、上記の場合も含めて、一の建物に附属建物があるときには、これも併せたものをもって、一の建物とすることとしたものである。

附属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、建物の構造、主たる建物との関係等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問わないものとする。

(参考)

大店法と立地法の制度比較

項目	大店法(旧法)	立地法(新法)
目的	中小売業者の事業活動の機会の適正な確保(経済的規制)	大型店の周辺の地域の生活環境の保持(社会的規制)
届出事項 =調整対象事項	①開店日 ②店舗面積 ③閉店時刻 ④休業日数	① 大規模小売店舗の新設日 ② 店舗面積 ③ 駐車場の収容台数、利用時間等 ④ 駐輪場の位置及び収容台数 ⑤ 荷さばき施設の面積、利用時間等 ⑥ 廃棄物等保管施設の位置及び容量 ⑦ 開店時刻 ⑧ 閉店時刻
規制対象の店舗	店舗面積500m ² 超(生協・農協除く)	店舗面積1000m²超(生協・農協含む)
届出義務者	建物設置者、小売業者	建物設置者
住民説明の義務	なし(行政指導)	あり
運用主体	国、都道府県(機関委在事務)	都道府県、政令都市(自治事務)
審査期間	1年以内	1年以内(8月+2月)
意見聴取対象	消費者、商業者、商工会議所等	市町村(住民等は任意で意見可)
行政措置	勧告・命令(罰則)	勧告(公表:罰則なし)
施行又は廃止	平成12年6月1日廃止 (経過措置13年1月31日)	平成12年6月1日施行

○大規模小売店舗立地法の関係条文

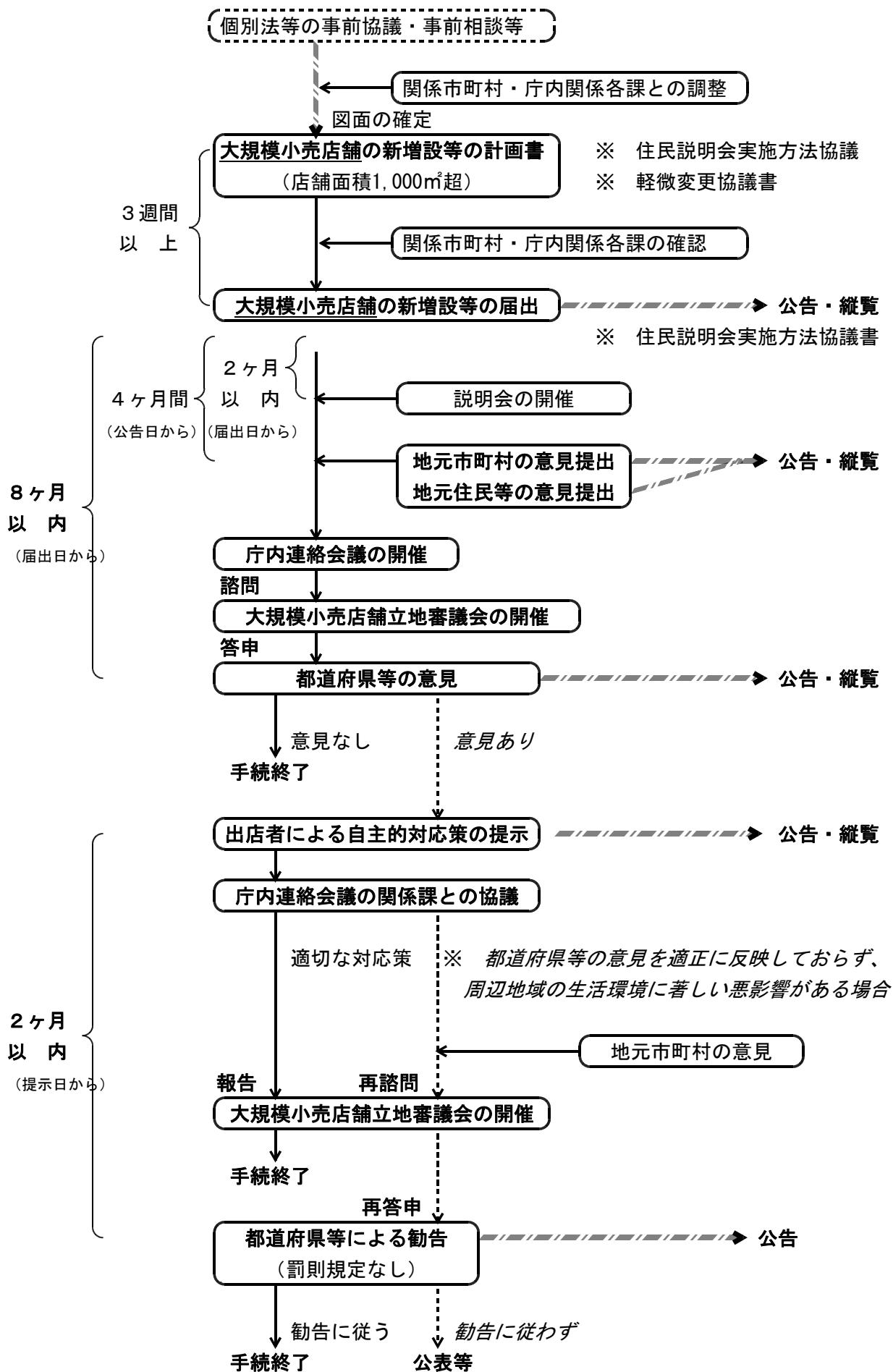
<p>(目的) 第1条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し・その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(地方公共団体の施策) 第13条 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講じる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。</p>

○大規模小売店舗法の関係条文

<p>(目的) 第1条 この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小売業の事業活動を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もって国民経済の健全な進展に資することを目的とする。</p>

(参考)

大規模小売店舗立地法の手続きフロー



II 届出等の手続きにあたっての留意事項

本県では、事務を円滑に進めるため事前協議制度を設けております。結果として関連個別法や関係機関との効率的な調整も可能となり、時間短縮につながりますので御協力をお願いします。

◇ 事前協議を行う届出

- ① 第5条第1項 大規模小売店舗の新設に関する届出
- ② 第6条第2項 大規模小売店舗の変更に関する届出
- ③ 附則第5条第1項 大規模小売店舗の変更に関する届出

= 届出後の主な流れ =

◇ 公告・縦覧

手続きの透明性を確保するため、届出書及び添付書類は、公告から4月の間縦覧を行うこととされています。

◇ 説明会の開催

設置者は、届出から2月以内に地元説明会を開催することとされています。(P20参照)

◇ 栃木県大規模小売店舗立地審議会

必要に応じて、専門的見地から検討を行います。(公告・縦覧終了後)

◇ 県の意見

県は、周辺地域の生活環境の保持の観点から、住民や市町村の意見を踏まえ、届出から8月以内に意見を述べなければならないこととされています。

県から意見なし通知があった場合は、この時点で、8月制限が解除され、店舗の新設や変更が可能となります。

一方、意見ありの場合は、県から設置者に対して何らかの対応策を求めることがあります。設置者から対応策として変更届出等が提出され、県が適切と認めた場合、この変更届出等の日から2月後に手続きが終了します。この場合、店舗の新設や変更が可能となるのは、手続き終了後となります。

1 事前相談・事前協議・計画書等

(1) 事前相談

計画(新設:店舗予定地等具体化段階、変更:変更等検討段階)の段階で、一度御相談ください。(※ 事前の御連絡をお願いします。)

施設の配置についての手戻りを避けるため、県では、立地法の届出後の着工をお願いしております。スケジュールへの影響を小さくするため、早めの御相談をお願いします。

特に、新設案件については、注意をお願いします。

○ポイント1

事前相談、事前協議から届出までの一連の手続きについては、原則として店舗設置者(または主たる小売業者)に行っていただきます。委託を受けた設計コンサルタント等による単独での協議は、手続き上のトラブルを避ける点からお受けしておりませんので御注意ください。

特に、初めての相談・協議の際は、必ず店舗設置責任者の御同行をお願いします。

大規模小売店舗の届出に関する資料は以下のとおりです。経済産業省、栃木県のホームページからダウンロードすることができますので、御活用ください。

- ・大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。文中「立地法」又は「法」）
- ・大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。文中「政令」）
- ・大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。文中「省令」）
- ・大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針
(平成19年2月1日経済産業省告示第16号。文中「指針」)
- ・交通対策に関するケーススタディ（平成12年12月 通商産業省）
- ・大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き（第2版）
(平成20年10月経済産業省。以下「騒音予測の手引き」という。)
- ・同参考資料編（第2版）（平成20年10月経済産業省）
- ・騒音の予測に係るケーススタディ（平成13年2月 経済産業省）
- ・栃木県大規模小売店舗立地法事務処理要綱（最終改正平成19年11月27日）
- ・栃木県大規模小売店舗立地法届出書記載例
(最終改正平成21年4月1日。以下「記載例」という。)
- ・栃木県の独自基準・運用方針
 - *地域の基準に基づく駐車場の必要台数の計算式について
 - *大規模小売店の立地に係る交通流動予測について
 - *大規模小売店舗の立地に伴う交通流動予測マニュアル
 - *駐車場の必要台数の確保に係る「改訂方針の内容と本県の対応方針」
 - *大規模小売店舗から発生する騒音の予測・評価について

○ポイント2

近年、工場跡地や区画整理事業地への出店が増えていますが、こうした場所は、もともと大型店の立地を想定していないため、必ずしも計画地周辺道路等の交通環境が恵まれているとは限りません。交通協議の中で大幅な計画見直しを迫られる場合がありますので、早めに御相談ください。

[大幅な計画見直しの例]

- ・付加車線等の設置を求められることによる駐車場減
- ・交通量の多い公道を挟んだ駐車場計画の見直し
- ・右折入庫での駐車場計画の見直し

(参考)

交通に関しては、店舗面積が10,000m²を超えるような、特に規模の大きな店舗の新設にあたっては、著しい交通渋滞が恒常的に発生することがないよう、交通流動予測（シミュレーション）をお願いしておりますので、早めに御相談ください。（「大規模小売店舗の立地に係る交通流動予測について」参照）

(2) 事前協議

事前協議は、別紙様式による出店計画書または届出事項変更計画書（以下「計画書」という。）の作成に合わせて進めることになりますが、手続きがスムーズに進められるよう、前もって、詳細なタイムスケジュールを作成しておくことをお勧めします。

その際、開発協議や公安委員会及び道路管理者との交通協議等、国や市町村の関連部署

も含めた関係個別法の事前協議に要する時間も必ず見込んでおいてください。

また、立地法の届出が必要な案件で、県の「大規模建築物の建築に関する事前指導要綱」及び「土地利用に関する事前指導要綱」に該当する案件は、立地法についてもこの中で調整を図ることになりますのでこれらの要綱に従って調整を進めてください。

○ポイント3

店舗の新設に当たっては、周辺地域の生活環境への影響をできるだけ小さくすることが求められます。具体的には、次の点を検討・考慮の上、事前協議に臨んでください。

- ・ 来退店経路の設定 → どのような経路を通って店舗まで誘導・退店を図るか。原則として主要道路からの左折イン・左折アウトが望ましい。中央分離帯のある道路や、生活道路や通学路に接した店舗の場合特に注意が必要。交通量調査ポイント選定の上でも必要な作業となる。

※ 店舗規模や道路状況により付加車線の設置について検討を求める場合がありますので、計画を固める前の早めの相談をお願いします。

- ・ 駐車場の収容台数 → 指針（県版指針）を基に算出。併設施設がある場合注意公道を挟んだ駐車場計画の場合、交通事故の発生が懸念されるので慎重に検討

- ・ 駐車場の出入口の位置 → 住宅がある場合には騒音等への影響、主要道路側の場合には周辺交通への影響（安全と円滑の観点から）に留意

- ・ 駐車場の出入口の数 → 最小限にするとともに、荷さばき車両の出入口と分離することが望ましい。（来客車両・自転車・歩行者と業務用車両との動線分離に留意）

- ・ 歩行者導線の設定 → 場内の歩行者の安全確保に留意

- ・ 駐輪場の位置 → 店舗の出入口近くに設置する等、利用者の利便性を確保

- ・ 建物の配置 → 周辺住宅への騒音、業務用車両の通行等を考慮し、敷地境界からの距離をできるだけ離すなど配慮

※ 建物の配置は、施設計画の根幹をなすものです。計画を固める前に、早めの相談をお願いします。

- ・ 荷さばき施設・廃棄物等保管施設の位置 → 騒音をできるだけ小さくするため、周辺住宅からの距離をできるだけ離す等の工夫が必要。場合によっては遮音壁が必要また、荷さばき施設等への業務用車両が来客車両を妨げないよう配慮が必要

廃棄物等保管施設の容量 → 指針の基準容量を確保。併設施設の容量確保にも留意

- ・ 荷さばきの時間帯 → 周辺住宅への影響を考慮し、夜間時間帯を避けるなどの配慮

- ・ 設備機器の配置 → 屋内や屋上に設置し周辺住宅からの距離を確保。必要に応じ遮音壁で囲うなど配慮。排気口が住宅側に向かないよう配慮

※ 荷さばき施設・廃棄物等保管施設、音源となる設備機器については、建物の配置決定後に詳細位置が固まると思われますが、事前に検討をお願いします。

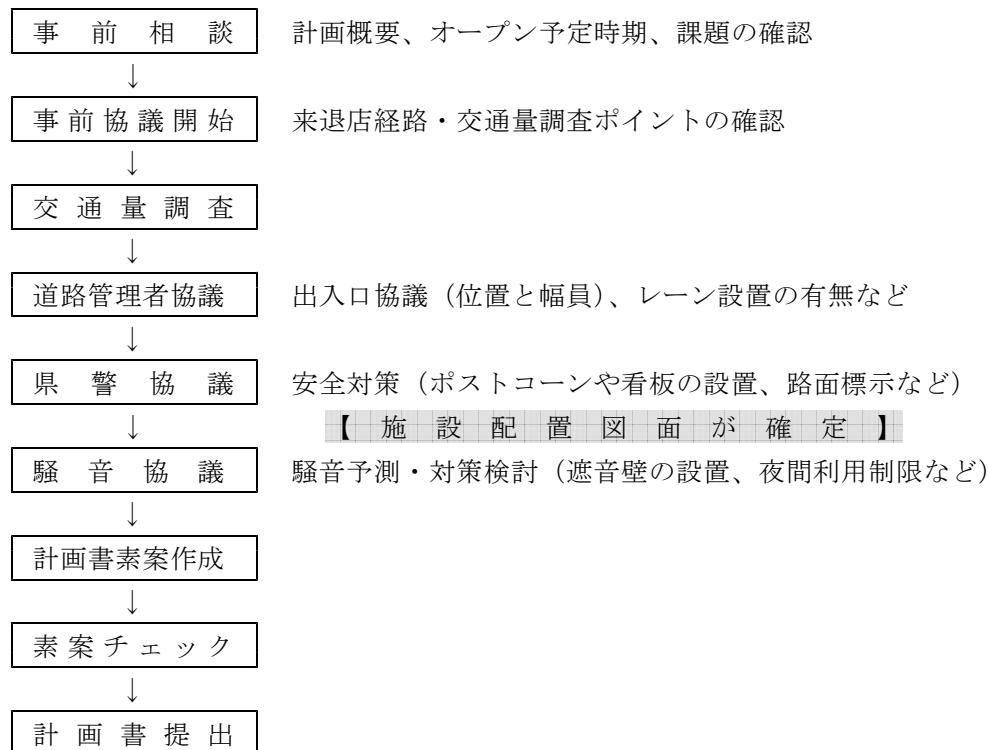
(3) 計画書等

計画書作成前に店舗の確定図面に基づき、住宅地図のような店舗周辺の建物の立地状況が分かるような図面に店舗の施設（駐車場、出入口、荷さばき施設、廃棄物等保管施設等）や設備（騒音源となる設備機器等）の配置を加え、騒音予測地点や交通量調査の実施場所等、調査の方法や内容について協議していただきます。

次に計画書の作成ですが、交通量調査の完了後、必要な協議調整を経て、騒音の予測を行います。その上で「記載例」（県ホームページ参照）を参考に、必要な図表等添付資料を添え、県経営支援課及び店舗設置先市町村（市町村界に近い場所に立地する場合は隣接市町村を含む）の立地法所管課に提出していただきます。これを受けた市町村では、庁内関係課等と立地法に関する協議を行い、指導事項等を集約した上で、この結果を届出者に通知しますので、届出者は指導事項等への対応策について調整を行い、その結果を県及び市町村に報告してください。

また、届出書提出直後には、「説明会実施方法協議書」（P20参照）を提出していただきますので、説明会に関しても早めの準備をお願いします。

○ 事前相談から計画書提出までのイメージフロー



(参考)

騒音に関しては、これまで本県では予測を簡略化できる「栃木県版-騒音予測・評価の手引き」及び「騒音の予測に係るケーススタディ」により運用を行っておりましたが、平成20年10月に国の「騒音予測の手引き」が改訂され、本県でも騒音の予測・評価の運用方針（「大規模小売店舗から発生する騒音の予測・評価について」参照）を新たに作成しました。

基本的な考え方や取扱いの変更はありませんが、予測を簡略化できる計算方法を取り入れていますので活用をお願いします。

① 計画書等の様式と提出部数について【要綱】

計画書は、1枚目を除いて届出書と同じ様式となっており、事前協議が整えば、直ちに届出書が提出できるようになっています。

提出部数については、店舗の新設、変更によって部数が異なりますので、あらかじめお問い合わせください。

市町村への提出部数については、店舗設置先の市町村に確認してください。

○ポイント4

法第4条では、店舗設置者が配慮すべき事項に関する指針を定めていますが、この指針で規定する「立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測」を行うためには、建物のほか周辺の道路も含めた詳細な図面が固まっていることが前提となります。

例えば、交通渋滞や交通安全、騒音や廃棄物などの事項に対する影響を予測するためには、駐車場の規模・形状・出入口の位置、歩行者の動線確保、音源となる設備機器の配置、廃棄物等保管施設や荷さばき施設等の計画が、運営面も含めて全て固まっているなければなりません。こうして計画書の提出が可能となるのは、関連する法令の事前協議等が終了し、外構や設備機器も含めた実施設計レベルの図面が揃ってからとなります。

2 届出書等

届出書及び添付書類は届出後公告・縦覧に供されます。

届出前に次の点について、もう一度御確認ください。

(1) 修正箇所等内容の確認

届出前に提出書類の確認をお願いします。特に、計画書の段階で修正があった箇所については、十分な内容の確認をお願いします。

○ポイント5

これまでの届出の中で、事前調整や届出時の最終確認が不足したことなどが原因となって、届出の取り下げや改めて変更の届出を行わなければならなくなつた事例として、次のようなものがあります。

- ・ 届出のタイミングに問題がないか。（開発協議等、関係法令の調整終了前に立地法の届出を行ったため、届出後大幅な変更が生じ、一旦取り下げ計画が遅れたケース等）
- ・ 土地の賃貸借契約等の状況（駐車場の予定地が直前に借りられなくなったため届出事項の「駐車場の位置及び収容台数、出入口の数」が変わってしまったケース等）
- ・ 数値や図面が関係法令の申請等における最終のものかどうか。（関係法令に基づく図面の確定前に届出を行ったため、届出書の店舗面積の合計と添付資料の求積表と面積表の数値が一致しなかったり、届出駐車台数と図面が一致しないケース等）
- ・ 駐車場の台数等が指針値を下回る届出の場合で、それで足りるとする根拠が十分かどうか。（指針値を下回る届出に対し、審議会において足りるとする根拠を検証するために必要なデータが不足していることを指摘されたため開店が遅れたケース等）

(2) 提出部数

店舗の新設、変更によって部数が異なりますので、あらかじめお問い合わせください。

3 説明会

届出書の提出後2月以内に説明会を開催することとされています。開催にあたっては、店舗設置先市町村の意見を聞いた上で、日時、場所、開催回数、公告の範囲等を決めることがありますので、以下の点に留意の上、計画書の協議と併せて説明会実施方法について県及び市町村と協議してください。

(1) 説明会の開催が必要な場合【法7①】

届出内容の周知を図るため、設置者は、原則として、届出の日から2月以内に店舗設置先市町村において説明会を開催することとされています。

(2) 説明事項及び基本的な留意事項【指針】

本県では説明会用資料として、「説明会の開催趣旨」、届出書の添付書類の「届出概要」のほか、交通や騒音に関する図表等の用意をお願いしています。

説明にあたっては、周辺地域の生活環境への影響等に関する調査・予測の結果や、指針において配慮を求められている事項への対応状況について、地域住民等の理解が十分に得られるように努めてください。

説明会に関する法律上の責任は設置者にあり、説明は原則として設置者が行いますが、専門性を有する部分等、設置者から委任を受けた小売業者やコンサルタントなどが同席して説明を行うことも認めています。

(3) 説明会の開催方法等【要綱】

説明会の日時、場所、公告の範囲、開催回数の指定にあたっては、大規模小売店舗が周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の範囲などが立地場所によって異なります。このため地域の実情をよく把握している市町村の意見を聞いた上で、開催方法等を決めることとしております。

設置者は、「説明会実施方法協議書」を届出書提出の直後、速やかに市町村に提出してください。

また、説明会を掲示に代える場合や説明会の開催を要しない軽微な変更については、あらかじめ県経営支援課に御相談ください。

ア 説明会の開催日時、場所【法7①③、省令11①】

説明会の開催場所は、届出に係る大規模小売店舗が所在する市町村内で行うこととされていますが、説明会を開催する日時や場所を決めようとするときは、説明会開催者は、県や市町村に意見を聴くことができるとされています。

イ 開催回数【省令11①、要綱】

説明会の開催回数は、原則として1回と定められていますが、当該大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大きく、広範囲に及ぶと想定されている場合や市町村界付近への立地等、相当数の者が説明会に参加することが必要と認められる場合には、3回を上限として県が指定することとしています。この場合、開催日時は、住民の参加がより得やすくなるよう日を変えて、例えば平日2日、休日1日、時間

も午前・午後・夜間というように、機会の確保を意識して計画してください。

(参考) 説明会の回数

説明会を行う回数については、概ね、次の事項の一つ以上に該当する場合2回を、二つ以上に該当する場合は3回を目安にお願いすることとしています。

- ・ 店舗面積10,000m²超の新設店舗
- ・ ピーク時来台数が600台以上である新設店舗
- ・ 増床部分の店舗面積に係るピーク時来台数が600台以上である増設店舗
- ・ 中心市街地等相当数の者が説明会に参加すると見込まれる場合
- ・ 市町村境界への立地等、複数の市町村から参加が見込まれる場合（各々の市町村で1回以上開催）

ウ 説明会開催日時等の公告【法7②】

設置者は、説明会の開催予定日時や場所について、開催予定日の1週間前までに公告しなければなりません。公告の範囲や公告文の内容について、あらかじめ県経営支援課と協議してください。

エ 公告【省令12、要綱10①④⑤】

公告の方法及び公告事項は次表のとおりです。

○ 説明会の公告方法等

①公告の方法	次に掲げる方法のうちいずれかにより行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none">・ 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙（主要地方紙及び全国紙）への折り込みチラシ等・ 説明会を掲示に代える場合も、店舗設置先市町村の広報紙に掲載を依頼する等、公告が必要・ その他、県が適切と認める方法
②公告の範囲	原則として店舗周辺、半径1キロメートルの範囲内。ただし、店舗の規模や業態により、半径2キロメートル以上の範囲を含める場合がある。
③公告事項	説明会の開催予定日時及び場所のほか次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none">・ 大規模小売店舗の新設又は変更に係る説明会であること。・ 大規模小売店舗の名称及び所在地・ 当該大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者のうち主たる小売業者の氏名又は名称及び住所並びに小売業を行う者の数・ 新設又は変更を行う日・ 新設又は変更の概要・ 当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計・ 縦覧場所・ 当該説明会に係る問い合わせ先・ 意見の提出先等

オ 説明会実施状況報告書の提出【要綱】

設置者は、説明会の終了後、2週間以内に「説明会実施状況報告書」(要綱様式)に説明会の概要を記載して、必要な添付資料とともに県経営支援課及び店舗設置先市町村にそれぞれ1部を提出しなければなりません。

- 添付資料には、①出席者名簿、②質疑応答の状況、③説明会資料、④新聞折込チラシ等、⑤折込範囲を示した図面、⑥配付明細が記載された契約書等の写し、が必要です。

(4) 説明会の特例

① 軽微な変更【法6④ただし書、法7①括弧書、省令8、要綱】

大規模小売店舗に附属する施設の位置の変更等であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと県が認めた「軽微な変更」については、8月制限がなく、説明会を開催する必要もありません。

したがって、県がこれに該当すると認めたときは、説明会実施方法協議書の提出は必要ありません（届出書の変更予定年月日は県が承認した変更予定年月日に合わせてください）。

② 掲示による説明会【法7①、省令11②、要綱】

「軽微な変更」以外の変更のうち、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと県が認めたものは、届出等の要旨を届出書の縦覧期間中、当該大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所に掲示（大きさはA2版以上）することで、説明会の開催に代えることができます。

変更事項がこれに該当すると考えられる場合は、「説明会実施方法協議書」(要綱様式)にその旨記載し、届出書提出後速やかに店舗設置先市町村に提出してください。掲示する様式の定めはありませんが、前ページ表（説明会の公告方法等）③公告事項を参考に作成してください（軽微な変更として県の承認を受けた届出事項とそれ以外の届出事項の両方ある場合には、軽微な変更として承認を受けた届出事項についても掲示に含めるようお願いします）。

また、掲示による説明会の場合も、店舗設置先市町村の広報紙に掲載する等、公告が必要となります。御注意ください。

なお、掲示の場合、説明会実施状況報告書の提出の必要はありませんが、掲示の状況について、写真等での記録をお願いします。

4 県意見等

(1) 県意見【法8関係】

届出書は公告後4か月間縦覧に供され、縦覧期間中の住民意見等については設置者にもお伝えします。

縦覧期間終了後、市町村、住民等の意見を集約し、必要に応じて栃木県大規模小売店舗立地審議会の審議を経て、届出から8月以内に設置者に対して、意見の有無を通知します。

ここで県が意見なしとした場合は手続きが終了し8月制限も解除となります。

一方、県が意見ありとした場合は、設置者に対して自主的対応策の提示を求めることとなります。この場合、8月制限は解除にならないだけでなく、自主的対応策の提示の日から2月を経過しないと届出の新設・変更は行えません。

(2) 勧告【法9関係】

自主的対応策（「変更届出」又は「変更しない旨の通知」）が県意見を適正に反映していると県が認めたときは設置者に対して勧告を行わない旨通知しますが、自主的対応策が県意見を適正に反映しておらず、周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると県が認めたときは、設置者に対して勧告を行うこととなります。

(3) 公表【法9④⑦】

勧告を受けた場合は、設置者は変更に係る届出を行うこととなります。

正当な理由がなく勧告に従わないときは、県はこれを公表することとなります。

(4) 報告の徵収【法14】

届出書記載の交通や騒音の予測結果について問題がない場合であっても、店舗の新設や変更後に住民からの苦情が寄せられた場合等については、報告の徵収を行った上で、必要な変更を求めることもありますので留意してください。

(5) 罰則【法17～21】

定められた届出を行わなかったり、虚偽の届出を行った場合は、百万円以下の罰金に処せられることになります。この罰則は行為者はもとより、その法人または人に対して科されます。

☆ 届出書作成上の留意事項

届出項目	留意事項
○届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名、住所	届出者は建物設置者となるが、複数の場合、全者連名で記載する。区画整理地内のように住居表示が決まらない段階で届け出た場合は、決定後に法第6条第1項の変更届出が必要となるので注意すること。
1 大規模小売店舗の名称及び所在地	名称は、(仮称)を避けるものとする。 法附則第5条第1項の変更の場合、現在の店舗名で届出を行うこと。 所在地は、住居表示又は土地登記簿上の地番とし、建物が2筆以上にまたがる場合には最も多く建物の面積を占める地番を記載し、他の地番が含まれる場合は「外」と記載する。
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	小売業者数が多い場合は、届出書には「主たる小売業者○○外○者詳細は添付資料のとおり」と記載して、小売業者一覧を作成して添付資料に加えること。
3 大規模小売店舗の新設をする日（変更する年月日）の考え方	店舗の新設、増床及び施設の配置に関する事項を変更する場合、届出日から8月以降（初日不算入）の日となるが、決定していない場合は8月を経過した日（届出日が4月1日であれば、12月2日）を記載する。
4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	延床面積に含まれない軒下売場等（自動販売機含む）についても含まれるので留意すること。面積は整数を記載する。（小数点以下四捨五入）
5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（8月制限が適用される事項）	
(1) 駐車場の位置及び収容台数	収容台数は、来客用の台数であり、従業員用の駐車場については含めずに、従業員用別途○台というように説明を加える。
(2) 駐輪場の位置及び収容台数	収容台数は、来客用の台数を記載する。
(3) 荷さばき施設の位置及び面積	面積には、屋外の荷受所やトラックヤードも含むので求積して加えること。面積は小数点以下四捨五入して記載する。
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	牛乳紙パックや食品トレー等のリサイクルボックスから委託業者が直接回収する場合は保管施設に含めること。容量は小数点以下四捨五入して記載する。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（8月制限が適用されない事項）

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	小売業者数が多く時間が異なる場合は、全体で最も早い時間と遅い時間を記載する。
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯	小売業者の開店時刻や閉店時刻を勘案し、適切な時間を設定すること。 なお、併設施設の利用がある場合には、騒音に影響することから時間帯に含めること。
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	出口専用または入口専用の出入口は、()書きで説明を加えること。荷さばき専用の出入口についても、交通・騒音に影響することから内数として「うち荷さばき専用○ヶ所」と記載すること。
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	周辺の立地環境を考慮した上で、早朝や深夜の時間設定は避けるよう配慮すること。また、通学路に接している場合は、登下校の時間帯に重ならないよう、十分配慮すること。

☆ 添付書類作成上の留意事項

1 店舗の概要に関する書類

- ・図面は、文字や数字が明瞭に判別できるものとし、大きさは原則としてA3サイズ（店舗の規模が特に大きい場合等は必要に応じて拡大図を添付）とすること。
- ・図面には、縮尺、方位を入れること。
- ・変更の場合は、変更前と変更後の両方の図面を用意すること。変更内容によって添付資料が異なるので注意すること（P32・33参照）。

(1) 届出概要等

- ① 届出概要
- ② 指針に定める配慮事項及び地域貢献の対応状況

- ・「記載例」を参考に作成すること。
- ・必要に応じて電子データ（wordや一太郎等）も提出すること。

(3) 店舗位置図

- ・1／1万～1／2.5万程度の縮尺で店舗位置を示したものとすること。

(4) 都市計画図の写し

- ・店舗の周囲を含めた範囲の図面とし、店舗位置を書き加えること。

(5) 周辺見取図

- ・店舗周辺の主要な道路と交差点を含む範囲の図面とし、道路幅員や車線数、右左折レーン、中央分離帯や歩道の有無、道路、出入口の幅員も記載すること。
- ・店舗の周囲にある建物については、その種別（住宅、工場、事業所、学校等）を表示するが、住宅については個人の名称を表示しないこと。

(6) 全体配置図（◇建物配置図）

- ・施設の配置状況が分かるものとすること（出入口の形状、駐車場の区画、入出庫経路、歩行者通路、建物、荷さばき施設、廃棄物等保管施設等）。
- ・駐車台数の確認が容易なように工夫すること（駐車場ブロックごとに最初と最後の数字を記載 等）。
- ・周辺道路や駐車場には、路面表示を行うこと。
- ・敷地内に従業員用駐車場を確保する場合は、その旨標示すること。

(7) 内部配置図

- ・建物ごとに作成すること。
- ・次の区分ごとに内訳を示すこと。
*店舗、共用通路、事業部分（飲食業、アミューズメント等）、施設部分（事務所、倉庫、廃棄物等保管施設、荷さばき施設、階段、トイレ等）
- ・店舗面積に含まれる部分は色分けや網掛け等で分かりやすく示すこと。

⑧ 面積表

- ・施設全体について、延床面積、店舗面積、事業面積（併設施設）、施設面積別の一覧表を作成すること。
- ・軒下に自動販売機を設置する場合や商品を陳列する場合は、延床面積に含まれないが、店舗面積には含まれることになるので注意すること。
- ・「届出概要」記載の「延床面積」、「併設施設の面積」及び「小売業者一覧」と、面積表の数字が一致するよう注意すること。

(2) 求積図

(3) 求積表

- ・求積図の作成に当たっては、店舗面積部分を分かりやすく示すこと。また、求積面積の検算が容易になるよう分かりやすく記載すること。
- ・求積表は、店舗部分、事業部分（併設施設）、施設部分等の内訳が分かるよう作成すること。
- ・敷地内にある単独併設施設についても作成すること。

(4) 荷さばき施設の位置図及び求積図並びに求積表

- ・屋外の荷受け所やトラックヤードも含むので注意すること。特にトラックヤードは車両ごとに駐車する部分も明示すること。
- ・建物の求積図(2)・求積表(3)を兼用することも可能

(5) 廃棄物等保管施設の位置図及び求積図並びに求積表

- ・食品トレー や ペットボトル等を店頭で直接回収している場合、廃棄物等保管施設に含まれる場合があるので注意すること。
- ・家電製品専門店の場合、廃家電の保管施設についても記載すること。
- ・建物の求積図(2)・求積表(3)を兼用することも可能

(6) 関係機関との協議結果

- ・計画書に対する関係機関からの指導事項等については、それぞれ対応策の内容の確認を受けてから作成し、届出書に添付すること。

(7) 店舗（出店予定地）及び周辺の写真

- ・写真には、撮影位置を示した図面を添付すること。（敷地の概観（1枚に収まらない場合は複数可）が分かるものほか、敷地全体と周辺環境がイメージできるものとすること。）
- ・騒音の予測地点の写真を含めること。
- ・変更の場合は、変更内容に係る部分の写真を含めること。

2 交通関係

(1) 駐車場(駐輪場)の位置図及び構造図

- ・位置図は、自走式平面駐車場の場合、全体配置図との兼用も可能（自走式立体駐車場の場合等は、各々の階層ごとに図面を用意すること。）
- ・機械式立体駐車場の場合などには、ゲート形状等の構造図を必要に応じて添付すること。

(2) 店舗までの案内経路図

- ・広域図に来店・退店の矢印等を加え、経路を示すこと。
- ・必要に応じて主要交差点に案内看板等の位置を示すこと。

(3) 店舗敷地内及び駐車場周辺通行経路図

- ・道路や出入口の形状等の幅員が分かるものとすること。特に次の事項について路面表示も含め詳細に記載すること。
 - *周辺道路の右左折レーン
 - *歩道、中央分離帯の有無
 - *駐車場内の案内経路・一時停止ライン・歩行者専用通路
 - *交通整理員を配置する場合は、そのおよその位置 等

(4) 方面別来台数算出根拠

(5) 方面別来台数予測図

- ・概ね次の手順により方面別来台数を算出し、方面別来台数予測図を作成する。

*来店者の分布範囲の設定（半径1.5km、半径5km等）

*アクセス経路の設定

*来店者の分布範囲の分割（ゾーニング）

*ゾーン別世帯数構成比の推計

国勢調査の結果等により、町丁目別世帯数を調査し、来店者のゾーニングごとの世帯数を推計する。

*方面別ピーク時自動車台数を基に、方面別自動車台数を設定

詳細は「交通対策に関するケーススタディ」参照

(6) 現状交通量(入出庫)調査結果

- ・店舗の新設や増床を伴う変更計画については、交通量調査を実施する。
- ・原則として休日及び平日において12時間、周辺の交差点において行うものとする。
- ・駐車場の収容台数を減少させる計画の場合は、入出庫調査、既存類似店のデータ等が必要になるので、整理しておくこと。

(7) 交通計画資料

- ・「指針」、「地域の基準に基づく駐車場の必要台数の計算式について」、「大規模小売店舗の立地に係る交通流動予測について」、「大規模小売店舗の立地に伴う交通流動予測マニュアル」及び、駐車場の必要台数の確保に係る「改訂方針の内容と本県の対応方針」を参考に作成する。
- ・特に、併設施設を含めた必要駐車台数の算定については、「改訂方針の内容と本県の対応方針」に沿って適切に検討を行うこと。
- ・方面別来台数の予測結果から、店舗への入庫待ち渋滞の発生について予測評価を行うこと。その上で、次の点に留意した交通処理計画資料とすること。
*附加車線の設置、左折入出庫の原則、車両と歩行者の動線分離、出入口区分の検討（入口専用、出口専用、荷さばき車両専用等）、信号のない交差点における入出庫検討等
- ・店舗面積10,000m²を超える店舗等にあっては、交通シミュレーションの実施結果を添付すること。

(8) 駐輪場の位置図及び構造図（拡大図）

駐車場（駐輪場）位置図及び構造図に記載のほか、必要により拡大図を添付すること。

3 騒音関係

(1) 騒音予測・対策に関する図面

- ・店舗周辺の建物については、その位置を明示した上で、建物の種別（住居、事業所、病院、学校等。平屋・高層の別）を記載すること。
- ・騒音に係る「地域の類型」及び「区域の区分」並びに「用途地域」を記載すること。特に、病院や学校等が付近にある場合は、規制基準が厳しくなる場合があるので注意すること。
- ・音源について、空調機、冷凍機、排気口、荷さばき・廃棄物等、記載漏れがないよう十分注意すること（音源が集中して見にくい場合には、必要に応じて拡大図を添付すること）。
- ・騒音の予測地点の設定にあたっては、音源位置を記載した図面で事前に協議すること。

(2) 遮音壁等防音減音設備等詳細図（遮音壁等の設計図、材質、防音・減音効果の説明）

- ・必要に応じて詳細図面を添付すること。

(3) 騒音予測結果

- ・「指針」、「騒音予測の手引き」及び「大規模小売店舗から発生する騒音の予測・評価について」を参考に、等価騒音及び最大値（夜間騒音が発生する場合）の予測を行い、その結果を添付すること。
- ・特に、予測の結果が、「騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示）」の基準値や「騒音規制法（昭和43年法律第98号）」等の夜間の規制基準を上回った場合は、暗騒音を実測した上で遮音壁の設置や駐車場の一部閉鎖等、基準を超えないよう具体的な対策を講じること。

4 その他

- ・登記簿謄本（個人にあっては住民票） 届出時提出（正本1部。発行後3月以内のもの。）

※ワンポイントアドバイス

★立地法の配慮事項のうち、後日、対策が必要となって施設・設備に手を入れることは、多くの出費を伴うことにもつながります。店舗を新設する場合、営業面での使い勝手だけでなく、周辺への配慮についても設計段階で慎重な検討を行いう必要があります。

以下にこれまでに届出が行われた中で、周辺住民との間で問題となったケースを示したので参考にしてください。

① 荷さばき関係

荷さばき施設を住宅に近接した場所に配置したことにより、早朝や夜間の荷さばき車両のアイドリングや作業音が問題となったケース。（対策として、①早朝深夜の荷さばきの取りやめ、②早朝深夜の荷さばきの店舗正面での実施、③荷さばき施設の位置を店舗の反対側に移動）

→ 荷さばき施設の位置は、できるだけ住宅から離すことが重要

② 空調や冷蔵・冷凍機の室外機・キュービクル

騒音源を敷地境界に並べたケース。住宅が近いため苦情の原因となった。（対策として、①低騒音型の機器に取り替え、②改修工事により騒音源を遮音壁で覆う。）

→ 騒音源の位置は、できるだけ住宅から離すことが重要

騒音源の屋内への取り込み・遮音壁の設置を検討

③ 排気ファン

排気ファンが住宅側に向いていて苦情の原因となるケース（対策として、①排気ファンを新しいものに取り替える、②ダクトを延ばして屋上や反対方向に排気する工事の実施）

→ 排気ファンの位置・向きに十分注意

★立地法では配慮を求められていない事項で、周辺住民との間にトラブルが発生した事例

① 自動車の排気ガス

来客車両や荷さばき・廃棄物収集車両の排気ガスが隣接する住宅に流れ込んでしまい、苦情が寄せられたケース。（対策として、ネットフェンスや目隠しフェンスからロック扉や遮音壁に変更）

② 総菜の調理の臭気

住宅地側に排気ファンを設置したため、総菜調理時の臭気に対する苦情が寄せられたケース。（対策として排気ファンのダクトを立ち上げ屋上を回して排気の方向を変更）

③ 自家発電機

ディーゼル自家発電機から発生する低周波対策が問題となったケース

(参考) 添付書類について

ア 店舗の新設(法第5条第1項)

施 行 規 则 第 4 条	添 付 書 類 (P26-28参照)
① 法人にあってはその登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し ② 主として販売する物品の種類 ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面	4 1-(1) ①② 届出概要・指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況 ③ 店舗位置図 ④ 都市計画図の写し ⑤ 周辺見取図 ⑥ 全体配置図(建物配置図) ⑦ 内部配置図 ⑧ 面積表 -(2) 求積図 -(3) 求積表 -(6) 関係機関との協議結果 -(7) 店舗(出店予定地)及び周辺の写真
④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	2-(1) -(2) -(3) -(4) -(5) -(6) -(7) 駐車場(駐輪場)の位置図及び構造図 店舗までの案内経路図 店舗敷地内及び駐車場周辺通行経路図 方面別来台数算出根拠 方面別来台数予測図 現状交通量調査結果 交通計画資料 (※交通シミュレーション結果)
⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	(1)-(1) ①② 1-(4) (届出概要・指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況) 荷さばき施設位置図 荷さばき施設求積図 荷さばき施設求積表
⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 ⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 ⑩ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	3-(1) -(2) -(3) 騒音予測・対策に関する図面 遮音壁等防音減音設備等詳細図 騒音予測結果
⑪ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	1-(5) 廃棄物等保管施設位置図 廃棄物等保管施設求積図 廃棄物等保管施設求積表

イ 店舗の変更の場合(法附則第5条第1項)

添付書類 (P26-28参照)	附則第5条第1項の届出項目								
	店舗面積	施設の配置				施設の運営			
		駐車場	駐輪場	荷さばき施設	廃棄物等保管施設	開店時刻・閉店時刻	駐車場利用可能時間	駐車場自動車出入口	荷さばき可能時間
	増 減								
1-(1) 届出概要・指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況 ① 店舗位置図 ④ 都市計画図の写し ⑤ 周辺見取図 ⑥ 全体配置図(建物配置図) ⑦ 内部配置図 ⑧ 面積表 - (2) 求積図 - (3) 求積表 - (4) 荷さばき施設位置図 荷さばき施設求積図・求積表 - (5) 廃棄物等保管施設位置図 廃棄物等保管施設求積図・求積表 - (6) 関係機関との協議結果 - (7) 店舗及び周辺の写真									
		これらの添付書類は全ての変更に必要である							
2-(1) 駐車場(駐輪場)の位置図及び構造図 - (2) 店舗までの案内経路図 - (3) 店舗敷地内及び駐車場周辺通行経路図 - (4) 方面別来台数算出根拠 - (5) 方面別来台数予測図 - (6) 現状交通量(入出庫)調査結果 - (7) 交通計画資料 (※交通シミュレーション結果) - (8) 駐輪場位置及び構造図(拡大)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ◇ ◇	○ △ △ △ △ △ ◇ ◇	○ ○ △ △ △ △ ◇ △	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ △	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ △ △ △ △ △ △ ○	○ △ △ △ △ △ △ ○	
3-(1) 騒音予測・対策に関する図面 - (2) 遮音壁等防音減音設備等詳細図 - (3) 騒音予測結果	○ ○ ○	○ ○ ○	△ △ △	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	
4 登記簿謄本(または住民票)	○ ○								

△ 必要に応じて添付

◇ 関係機関と調整の上、調査の実施・書類の添付について決定

ウ 店舗の変更の場合(法第6条第2項)

添付書類(P26-28参照)	第6条第2項の届出項目								
	店舗面積	施設の配置				施設の運営			
		駐車場	駐輪場	荷さばき施設	廃棄物等保管施設	開店時刻・閉店時刻	駐車場利用可能時間	駐車場自動車出入口	荷さばき可能時間
1-(1) 届出概要・指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-①② 店舗位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-④ 都市計画図の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-⑤ 周辺見取図	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-⑥ 全体配置図(建物配置図)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-⑦ 内部配置図	○			○	○				○
-⑧ 面積表	○			○	○				
- (2) 求積図	○			○	○				
- (3) 求積表	○			○	○				
- (4) 荷さばき施設位置図 荷さばき施設求積図・求積表	○			○	○				○
- (5) 廃棄物等保管施設位置図 廃棄物等保管施設求積図・求積表	○				○				
- (6) 関係機関との協議結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○
- (7) 店舗及び周辺の写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-(1) 駐車場(駐輪場)の位置図及び構造図	○	○	○					○	
- (2) 店舗までの案内経路図	○	△						△	
- (3) 店舗敷地内及び駐車場周辺通行経路図	○	△						△	
- (4) 方面別来台数算出根拠	○	△							
- (5) 方面別来台数予測図	○	△							
- (6) 現状交通量(入出庫)調査結果	◇	◇							
- (7) 交通計画資料 (※交通シミュレーション結果)	◇	◇							
- (8) 駐輪場位置及び構造図(拡大)			△						
3-(1) 騒音予測・対策に関する図面	○	△		△	△	○	○	△	○
- (2) 遮音壁等防音減音設備等詳細図	○	△		△	△	○	○	△	○
- (3) 騒音予測結果	○	△		△	△	○	○	△	○
4 登記簿謄本(または住民票)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- △ 必要に応じて添付(騒音関係 → 予測地点に対して騒音源が近づく場合は、原則として予測を実施の上書類を添付)
 ◇ 関係機関と調整の上、調査の実施・書類の添付について決定

(参考)

騒音の予測における地域の類型及び区域の区分について

1 全体騒音（等価騒音レベル）

「騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）」の基準値を上限

（地域の類型を当てはめる地域の指定については、平成20年栃木県告示第202号による。）

地域の類型	具体的用途地域名等	基 準 値	
		昼間（6～22時）	夜間（22～翌6時）
AA	(なし)	50 dB	40 dB
A	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域	55 dB	45 dB
B	・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・足利市のうち堀込町字新田、西新井町字石神、里矢場町の一部の地域 ・さくら市のうち、押上、鍛冶ヶ澤、富野岡、長久保、向河原の一部の地域 ・鹿沼市のうち、みなみ町の全域、旭が丘の一部の地域 ・那須烏山市のうち、田野倉、岩子、大金、東原、小河原の全域	55 dB	45 dB
C	・類型A及びBを当てはめた地域以外の地域（工業専用地域を除く。）	60 dB	50 dB

2 夜間騒音（定常騒音→「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音→「騒音レベルの最大値」）

(1) 「騒音規制法（昭和43年法律第98号）」における夜間の規制基準

（夜間の定義（午後10時から翌午前6時まで）、夜間の規制基準、区域区分の地域の指定は、昭和47年栃木県告示第70号による（宇都宮市については、平成8年宇都宮市告示第166号による。足利市については、平成21年足利市告示第36号による。小山市については、平成21年小山市告示第15号による。）。

区域の区分	具体的用途地域名等	夜間の規制基準
第1種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・さくら市のうち、押上、鍛冶ヶ澤、富野岡、長久保、向河原の一部の地域 	45 dB
第2種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・鹿沼市のうち、みなみ町の全域、旭が丘の一部の地域 ・那須烏山市のうち、田野倉、岩子、大金、東原、小河原の全域 	45 dB
第3種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 	50 dB
第4種区域	・工業地域	60 dB

※ ただし、第3、第4区域内の次の施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内の規制基準は、各欄値から5dB減じた値とする。

- 1 学校
- 2 保育所
- 3 病院・診療所
- 4 図書館
- 5 特別養護老人ホーム

(2) 騒音規制法に基づく地域の指定が行われていない地域についての規制基準は、栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）第5条第1項及び栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年栃木県規則第1号）第6条の規定により、以下の表のとおりとする。

地 域 区 分	夜間の規制基準
・工業専用地域	60 dB
・前項に掲げる地域以外の地域 (次項に掲げる地域を除く。)	50 dB
・学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50m以内の区域内の地域	45 dB

大規模小売店舗立地法に関する届出の手引き

平成21年7月

作成 栃木県産業労働観光部経営支援課 商業活性化担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3175

FAX 028-623-3340

E-mail keiei@pref.tochigi.lg.jp